

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和3年11月19日

【発行者名】 UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ
（UBS Fund Management（Luxembourg）S.A.）

【代表者の役職氏名】 メンバー・オブ・ザ・エグゼクティブ・ボード
ヴァレリー・ベルナール（Valérie Bernard）
メンバー・オブ・ザ・エグゼクティブ・ボード
フランチェスカ・プリム（Francesca Prym）

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L-1855、
J.F.ケネディ通り33A番
（33A avenue J.F.Kennedy, L-1855 Luxembourg,
Grand Duchy of Luxembourg）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03（6212）8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
UBS（Lux）ストラテジー・ファンド
（UBS（Lux）Strategy Fund）

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】

記名式無額面受益証券

上限見込額は以下のとおりである。

UBS（Lux）ストラテジー・ファンド - イールド・サステナブル
（米ドル）

クラスP - a c c 受益証券 8億8,000万米ドル（約966億円）を上限とする。

クラス（日本円・ヘッジ）P - a c c 受益証券 1,000億円を上限とする。

UBS（Lux）ストラテジー・ファンド - グロース・サステナブル
（米ドル）

クラスP - a c c 受益証券 8億8,000万米ドル（約966億円）を上限とする。

クラス（日本円・ヘッジ）P - a c c 受益証券 1,000億円を上限とする。

（注1）米ドルの円貨換算は、便宜上、2021年5月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝109.76円）による。

（注2）2021年11月15日付で、サブ・ファンドの名称が「イールド（米ドル）（Yield（USD）」から「イールド・サステナブル（米ドル）（Yield Sustainable（USD）」に、「グロース（米ドル）（Growth（USD）」から「グロース・サステナブル（米ドル）（Growth Sustainable（USD）」にそれぞれ変更された。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年7月30日に提出した有価証券届出書（2021年8月10日付および2021年10月29日付の有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）（以下「原届出書」といいます。）について、サブ・ファンドの名称、投資方針、リスク要因の変更に伴い設立地の目論見書が変更されたことから、これらに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、下線の部分は訂正部分を示します。

2【訂正の内容】

表紙

（前略）

<訂正前>

届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称

UBS（Lux）ストラテジー・ファンド
（UBS（Lux）Strategy Fund）

届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額

記名式無額面受益証券

上限見込額は以下のとおりである。

UBS（Lux）ストラテジー・ファンド - イールド（米ドル）

クラスP - a c c 受益証券 8億8,000万米ドル（約966億円）を上限とする。

クラス（日本円・ヘッジ）P - a c c 受益証券 1,000億円を上限とする。

UBS（Lux）ストラテジー・ファンド - グロース（米ドル）

クラスP - a c c 受益証券 8億8,000万米ドル（約966億円）を上限とする。

クラス（日本円・ヘッジ）P - a c c 受益証券 1,000億円を上限とする。

（注）米ドルの円貨換算は、便宜上、2021年5月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝109.76円）による。

縦覧に供する場所

該当事項なし。

<訂正後>

届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称

UBS（Lux）ストラテジー・ファンド
（UBS（Lux）Strategy Fund）

届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額

記名式無額面受益証券

上限見込額は以下のとおりである。

UBS（Lux）ストラテジー・ファンド - イールド・サステナブル（米ドル）

クラスP - a c c 受益証券 8億8,000万米ドル（約966億円）を上限とする。

クラス（日本円・ヘッジ）P - a c c 受益証券 1,000億円を上限とする。

UBS（Lux）ストラテジー・ファンド - グロース・サステナブル（米ドル）

クラスP - a c c 受益証券 8億8,000万米ドル（約966億円）を上限とする。

クラス（日本円・ヘッジ）P - a c c 受益証券 1,000億円を上限とする。

（注1）米ドルの円貨換算は、便宜上、2021年5月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝109.76円）による。

（注2）2021年11月15日付で、サブ・ファンドの名称が「イールド（米ドル）（Yield (USD)）」から「イールド・サステナブル（米ドル）（Yield Sustainable (USD)）」に、「グロース（米ドル）（Growth (USD)）」から「グロース・サステナブル（米ドル）（Growth Sustainable (USD)）」にそれぞれ変更された。以下、同じ。

縦覧に供する場所

該当事項なし。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

（1）ファンドの目的及び基本的性格

<訂正前>

（前略）

ファンドの目的及び基本的性格

ファンドの目的は、元本の保全と純資産の流動性を十分考慮しながら、高い投資リターンを収めることである。

<訂正後>

（前略）

ファンドの目的及び基本的性格

ファンドの目的は、元本の保全、純資産の流動性および環境または社会的な特性への取組みを十分考慮しながら、高い投資リターンを収めることである。

2 投資方針

（１）投資方針

< 訂正前 >

一般投資方針

（中略）

ESGインテグレーション

UBSアセット・マネジメントは、一定のサブ・ファンドを「ESG統合型ファンド」に分類している。投資運用会社は、投資プロセスにサステナビリティを組み込みつつ投資家の財務上の目標を達成することを目指す。投資運用会社は、サステナビリティを、発行体の長期的なパフォーマンスに寄与する投資機会の創出およびリスクの軽減を図りながら事業慣行の環境面、社会面およびガバナンス面（ESG）の要因を活用する能力（以下「サステナビリティ」という。）と定義している。投資運用会社は、これらの要因を考慮すればより十分な情報を得た上での投資決定が実現され则认为している。ESG統合型ファンドは、投資ユニバースが絞り込まれていることがある、ESG特性を推進している投資信託またはサステナビリティもしくはインパクトにおける具体的な目標を有する投資信託とは異なり、財務パフォーマンスを最大化することを主に目指す投資信託であり、そのためESGの諸側面が投資プロセスにおけるインプット要因となっている。アクティブ運用を行うすべての投資信託に適用される投資ユニバースの制限は、サステナビリティ・エクスクリージョン・ポリシーに取り込まれている。該当する場合、さらに強制力のある要因がサブ・ファンドの投資方針において概説される。

ESGインテグレーションは、リサーチ・プロセスの一環として重大なESGリスクを検討することにより行われる。企業発行体の場合、このプロセスでは投資決定に影響を及ぼす

可能性のある財務上関連する要因をセクター毎に特定するESG重大問題の枠組みを利用する。財務上の重要性に対するかかる姿勢により、企業の財務パフォーマンス、ひいては投資リターンに影響を及ぼす可能性のあるサステナビリティ要因をアナリストが重視することが確保される。また、ESGインテグレーションにより、企業のESGリスク・プロファイルを改善し、これにより企業の財務パフォーマンスに対してESG上の問題が及ぼす潜在的な悪影響を軽減するためのエンゲージメントの機会を見出すことができる。投資運用会社は、重大なESGリスクがある企業を識別するために、複数のESGのデータ・ソースを組み合わせた独自のESGリスク・ダッシュボードを用いている。投資運用会社の投資の意思決定プロセスにESGリスクが組み入れられるようにするため、次を取るべき行動の決定に役立つリスク・シグナルが投資運用会社に対してESGリスクを明確に示す。企業以外の発行体の場合、投資運用会社は、最も重要なESG要因に関するデータを統合した定性的または定量的なESGリスク評価を適用することができる。重大なサステナビリティ/ESGに関する検討事項の分析には、とりわけカーボン・フットプリント、健康および福祉、人権、サプライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等の様々な側面を含めることができる。投資運用会社は投資先の戦略（投資先の投資信託を含む。）への資産配分を行う際にESGインテグレーションを考慮に入れる。UBSが運用する投資先の戦略のために、投資運用会社は上記のESGインテグレーションのリサーチ過程から生じるESGインテグレーションの資産を確認する。外部が運用する戦略において、ESG統合型の資産は第三者による運用者のリサーチ過程を通じて確認される。

サステナビリティ・エクスクリージョン・ポリシー

投資運用会社のサステナビリティ・エクスクリージョン・ポリシーは、すべてのアクティブな投資戦略に適用される除外（エクスクリージョン）事項を概説したものであり、ひいてはアクティブ運用を行う投資信託の投資ユニバースを制限するものである。

<https://www.ubs.com/global/en/asset-management/investment-capabilities/sustainability.html>

サステナビリティに関する年次報告

「UBSのサステナビリティ報告書」はUBSによるサステナビリティ情報開示を行うための手段である。当該報告書は毎年公表され、オープンにかつ透明性をもってUBSのサステナビリティへのアプローチおよびサステナビリティに向けた活動を開示することを目的とし、UBSの情報ポリシーおよび情報開示に関する原則を一貫して適用している。

<https://www.ubs.com/global/en/asset-management/investment-capabilities/sustainability.html>

各サブ・ファンドの特定の投資方針

UBS（Lux）ストラテジー・ファンド - イールド（米ドル）

典型的な投資家の特性

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、グローバルに分散された基準通貨建てのポートフォリオを追求する、インカム志向の投資家に適している。

UBSアセット・マネジメントは、特別なESG特性を推進せず、サステナビリティまたはインパクトにおける具体的な目標を持っていないESG統合型ファンドにサブ・ファンドを分類している。

投資方針は、リスクを低く抑えつつ、基準通貨建て魅力的な水準の収益を収めることを目指すことである。この目的のために、利息が付される資産を中心として、世界中で幅広く分散投資を行う。固定利付資産に投資するサブ・ファンドと比べて株式の投資配分が高いため、投資リスクの水準が基本的に固定利付資産に投資するサブ・ファンドに比べて高くなる。サブ・ファンドは、投資方針に従い、ハイイールド債、新興市場およびコモディティに投資することができる。

基準通貨：米ドル

UBS（Lux）ストラテジー・ファンド - グロース（米ドル）

典型的な投資家の特性

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、グローバルに分散された基準通貨建てのポートフォリオを追求する、キャピタルゲイン志向の投資家に適している。

UBSアセット・マネジメントは、特別なESG特性を推進せず、サステナビリティまたはインパクトにおける具体的な目標を持っていないESG統合型ファンドにサブ・ファンドを分類している。

投資方針は、基準通貨建て高水準の元本成長を目指すことである。この目的のために、資産の大部分を基本的に株式に投資しながら債券および株式に対して幅広く分散投資を行う。このため、サブ・ファンドの投資リスクは基本的にバランス型のサブ・ファンドに比べて高くなる。サブ・ファンドは、投資方針に従い、ハイイールド債、新興市場およびコモディティに投資することができる。

基準通貨：米ドル

<訂正後>

投資方針

ファンドの目的は、元本の保全、純資産の流動性および環境または社会的な特性への取組みを十分考慮しながら、高い投資リターンを収めることである。

一般投資方針

（中略）

ESGインテグレーション

投資運用会社は、投資プロセスにサステナビリティを組み込みつつ投資家の財務上の目標を達成することを目指す。投資運用会社は、サステナビリティを、発行体の長期的なパフォーマンスに寄与する投資機会の創出およびリスクの軽減を図りながら事業慣行の環境面、社会面およびガバナンス面（ESG）の要因を活用する能力（以下「サステナビリティ」という。）と定義している。投資運用会社は、

これらの要因を考慮すればより十分な情報を得た上での投資決定が実現されると考えている。ESG統合型ファンドは、投資ユニバースが絞り込まれていることがある、ESG特性を推進している投資信託またはサステナビリティもしくはインパクトにおける具体的な目標を有する投資信託とは異なり、財務パフォーマンスを最大化することを主に目指す投資信託であり、そのためESGの諸側面が投資プロセスにおけるインプット要因となっている。アクティブ運用を行うすべての投資信託に適用される投資ユニバースの制限は、サステナビリティ・エクスクリージョン・ポリシーに取り込まれている。該当する場合、さらに強制力のある要因がサブ・ファンドの投資方針において概説される。

ESGインテグレーションは、リサーチ・プロセスの一環として重大なESGリスクを検討することにより行われる。企業発行体の場合、このプロセスでは投資決定に影響を及ぼす

可能性がある財務上関連する要因をセクター毎に特定するESG重大問題の枠組みを利用する。財務上の重要性に対するかかる姿勢により、企業の財務パフォーマンス、ひいては投資リターンに影響を及ぼす可能性があるサステナビリティ要因をアナリストが重視することが確保される。また、ESGインテグレーションにより、企業のESGリスク・プロファイルを改善し、これにより企業の財務パフォーマンスに対してESG上の問題が及ぼす潜在的な悪影響を軽減するためのエンゲージメントの機会を見出すことができる。投資運用会社は、重大なESGリスクがある企業を識別するために、複数のESGのデータ・ソースを組み合わせた独自のESGリスク・ダッシュボードを用いている。投資運用会社の投資の意思決定プロセスにESGリスクが組み入れられるようにするため、次を取るべき行動の決定に役立つリスク・シグナルが投資運用会社に対してESGリスクを明確に示す。企業以外の発行体の場合、投資運用会社は、最も重要なESG要因に関するデータを統合した定性的または定量的なESGリスク評価を適用することができる。重大なサステナビリティ/ESGに関する検討事項の分析には、とりわけカーボン・フットプリント、健康および福祉、人権、サプライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等の様々な側面を含めることができる。投資運用会社は投資先の戦略（投資先の投資信託を含む。）への資産配分を行う際にESGインテグレーションを考慮に入れる。UBSが運用する投資先の戦略のために、投資運用会社は上記のESGインテグレーションのリサーチ過程から生じるESGインテグレーションの資産を確認する。外部が運用する戦略において、ESG統合型の資産は第三者による運用者のリサーチ過程を通じて確認される。

サステナビリティ・エクスクリージョン・ポリシー

投資運用会社のサステナビリティ・エクスクリージョン・ポリシーは、サブ・ファンドの投資ユニバースに適用される除外（エクスクリージョン）事項を概説したものである。

<https://www.ubs.com/global/en/asset-management/investment-capabilities/sustainability.html>

サステナビリティに関する年次報告

「UBSのサステナビリティ報告書」はUBSによるサステナビリティ情報開示を行うための手段である。当該報告書は毎年公表され、オープンにかつ透明性をもってUBSのサステナビリティへのアプローチおよびサステナビリティに向けた活動を開示することを目的とし、UBSの情報ポリシーおよび情報開示に関する原則を一貫して適用している。

<https://www.ubs.com/global/en/asset-management/investment-capabilities/sustainability.html>

サステナビリティ・フォーカス/インパクト・ファンド

UBSアセット・マネジメントは一部のサブ・ファンドをサステナビリティ・フォーカス/インパクト・ファンドに分類している。「サステナビリティ・フォーカス/インパクト・ファンド」はESGの特性を促進するか、または投資方針に定められる特定のサステナビリティ目標を有する。

各サブ・ファンドの特定の投資方針

UBS（Lux）ストラテジー・ファンド - イールド・サステナブル（米ドル）

典型的な投資家の特性

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、環境および／または社会的な特性を重視しているグローバルに分散された基準通貨建てのポートフォリオを追求する、インカム志向の投資家に適している。

UBSアセット・マネジメントは、サブ・ファンドをサステナビリティ・フォーカス・ファンドに分類している。サブ・ファンドは、金融機関等を対象としたサステナビリティ関連開示規則（EU）2019 / 2088第8条（1）に基づき、環境および社会的特性を促進する。サブ・ファンドの資産（流動資産およびデリバティブを除く。）の少なくとも70%を金融機関等を対象としたサステナビリティ関連開示規則第8条に基づき環境（E）および／もしくは社会（S）の特性を考慮する投資戦略、または金融機関等を対象としたサステナビリティ関連開示規則第9条に基づきサステナブルな投資の実行もしくは二酸化炭素排出量の削減を目的とする投資戦略に配分する。

サステナブル投資は、以下の8つのESGカテゴリーの1つまたは複数を含むものとする。

a) ESGエンゲージメント株式：

本アプローチにおいては、企業の経営陣にESG課題および機会に関するパフォーマンスの向上を働きかけるために、アセット・マネージャーが株主として積極的に関与する。

b) ESGエンゲージメント・ハイ・イールド・ボンド：

本アプローチにおいては、企業の経営陣にESG課題および機会に関するパフォーマンスの向上を働きかけるために、アセット・マネージャーが債券保有者として、BBB - を下回る格付けが付与された発行体の債券のポジションを積極的に取る。

c) 開発債：

国際開発金融機関（以下「MDB」という。）が発行する債券。MDBは、持続的な経済成長のための資金調達を目的として、複数の国の政府から支援を受けている。

d) ESGテーマ別株式：

特定の環境もしくは社会的な難題に取り組んでいる製品およびサービスを販売している企業、および／または単一のESG要因（例えば、男女共同参画等）の管理に特に優れた事業を行っている企業の株式

e) ESG改善型株式：

様々な重大なESG課題および機会の管理を改善している企業の株式

f) ESGリーダー株式：

様々な重大なESG課題を管理し、競合他社よりも優れたESGの機会を捉えている企業の株式

g) グリーン、ソーシャルおよびサステナビリティ・ボンド：

環境プロジェクト、社会福祉機関またはサステナブル発行体に充当する資金を調達するための債券。このような種類の発行体には、一般的に企業、地方自治体、開発銀行が含まれる。

h) ESGリーダー債：

様々な重大なESG課題を管理し、競合他社よりも優れたESGの機会を捉えている企業が発行する債券

投資方針は、リスクを低く抑えつつ、基準通貨建てで魅力的な水準の収益を収めることを目指すことである。この目的のために、利息が付される資産を中心として、世界中で幅広く分散投資を行う。固定利付資産に投資するサブ・ファンドと比べて株式の投資配分が高いため、投資リスクの水準が基本的に固定利付資産に投資するサブ・ファンドに比べて高くなる。サブ・ファンドは、投資方針に従い、ハイイールド債、新興市場およびコモディティに投資することができる。

基準通貨：米ドル

UBS（Lux）ストラテジー・ファンド - グロース・サステナブル（米ドル）

典型的な投資家の特性

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、環境および／または社会的な特性を重視しているグローバルに分散された基準通貨建てのポートフォリオを追求する、キャピタルゲイン志向の投資家に適している。

UBSアセット・マネジメントは、サブ・ファンドをサステナビリティ・フォーカス・ファンドに分類している。サブ・ファンドは、金融機関等を対象としたサステナビリティ関連開示規則（EU）2019 / 2088第8条（1）に基づき、環境および社会的特性を促進する。サブ・ファンドの資産（流動資産およびデリバティブを除く。）の少なくとも70%を金融機関等を対象としたサステナビリティ関連開示規則第8条に基づき環境（E）および／もしくは社会（S）の特性を考慮する投資戦略、または金融機関等を対象としたサステナビリティ関連開示規則第9条に基づきサステナブルな投資の実行もしくは二酸化炭素排出量の削減を目的とする投資戦略に配分する。

サステナブル投資は、以下の8つのESGカテゴリーの1つまたは複数を含むものとする。

a) ESGエンゲージメント株式：

本アプローチにおいては、企業の経営陣にESG課題および機会に関するパフォーマンスの向上を働きかけるために、アセット・マネージャーが株主として積極的に関与する。

b) ESGエンゲージメント・ハイ・イールド・ボンド：

本アプローチにおいては、企業の経営陣にESG課題および機会に関するパフォーマンスの向上を働きかけるために、アセット・マネージャーが債券保有者として、BBB - を下回る格付けが付与された発行体の債券のポジションを積極的に取る。

c) 開発債：

国際開発金融機関（以下「MDB」という。）が発行する債券。MDBは、持続的な経済成長のための資金調達を目的として、複数の国の政府から支援を受けている。

d) ESGテーマ別株式：

特定の環境もしくは社会的な難題に取り組んでいる製品およびサービスを販売している企業、および／または単一のESG要因（例えば、男女共同参画等）の管理に特に優れた事業を行っている企業の株式

e) ESG改善型株式：

様々な重大なESG課題および機会の管理を改善している企業の株式

f) ESGリーダー株式：

様々な重大なESG課題を管理し、競合他社よりも優れたESGの機会を捉えている企業の株式

g) グリーン、ソーシャルおよびサステナビリティ・ボンド：

環境プロジェクト、社会福祉機関またはサステナブル発行体に充当する資金を調達するための債券。このような種類の発行体には、一般的に企業、地方自治体、開発銀行が含まれる。

h) ESGリーダー債：

様々な重大なESG課題を管理し、競合他社よりも優れたESGの機会を捉えている企業が発行する債券

投資方針は、基準通貨建て高水準の元本成長を目指すことである。この目的のために、資産の大部分を基本的に株式に投資しながら債券および株式に対して幅広く分散投資を行う。このため、サブ・ファンドの投資リスクは基本的にバランス型のサブ・ファンドに比べて高くなる。サブ・ファンドは、投資方針に従い、ハイイールド債、新興市場およびコモディティに投資することができる。

基準通貨：米ドル

3 投資リスク

（１）リスク要因

< 訂正前 >

（前略）

一般的なリスク情報

リスク情報

- 新興市場への投資は、先進国市場への投資よりもパフォーマンスの変動性が高くなり、流動性が低くなる可能性がある。さらに、サブ・ファンドが投資する国の公的な規制は、他の国々と比べ非効率な可能性があり、採用されている会計、監査および報告に関する方法が、より発展している国々の基準を満たさないことがある。このため、サブ・ファンドは、特に、これらのリスクを認識している投資家に適している。
- 格付の低い（ハイイールドの）投資対象は、平均以上の利回りをもたらすこともあるが、最上位格付を有する借り手の証券への投資よりも信用リスクが高い。

ESGリスク

「サステナビリティ・リスク」とは、発生した場合、実際にまたは潜在的に投資価値に重大な悪影響をもたらすおそれのある環境、社会またはガバナンスに関する事由または状況をいう。投資に伴うサステナビリティ・リスクが現実のものとなった場合には、投資価値の減少につながるおそれがある。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

一般的なリスク情報

「新興国市場」という用語は、国際金融公社の総合インデックスおよび／またはMSCIエマージング・マーケット・インデックスに含まれる市場、ならびに経済発展がこれらと同等の水準にあるか、または新規の株式市場を有するその他の国々について記載するために使用される。

新興国市場は、発展の初期段階にあり、収用、国有化ならびに社会面、政治面および経済面が不安定になるリスクが増大することがある。

以下は、新興国市場への投資に伴う一般的なリスクの概要である。

- 偽造証券

監督システムが未整備であるため、サブ・ファンドが購入する証券が偽造される可能性がある。したがって、損失を被ることがある。

- 流動性の低さ

証券の売買が、先進国市場で行う場合よりもコストと期間を要し、一般に難しいことがある。流動性の低下により価格の変動性が上昇することもある。多くの新興市場は小規模で取引高が低いため、流動性の低下と価格の変動に見舞われる。

- ボラティリティ

新興市場への投資は、先進国市場への投資に比べてパフォーマンスの変動性が高くなることがある。

- 通貨の変動

サブ・ファンドが投資する国の通貨が、その通貨への投資後に、当該サブ・ファンドの基準通貨よりも大幅に変動する可能性がある。このような変動が、サブ・ファンドの収益に大きく影響することがある。新興市場国のすべての通貨に対して為替リスクのヘッジ技法を適用することはできない。

- 通貨流出の制限

新興市場が通貨の流出を制限または一時的に停止する可能性を排除できない。その結果、サブ・ファンドが投資資金を遅延なく引き出せないことがある。サブ・ファンドは、買戻請求に対する影響を最小化するために多数の市場に投資する。

- 決済および保管リスク

新興市場国の決済および保管システムは、先進市場のシステムほど整備されていない。基準がそれほど高くなく、監督機関の経験も浅い。したがって、決済が遅延し、流動性や証券に不利益を及ぼすことも考えられる。

- 売買の制限

新興市場が外国人投資家による購入に制限を設けることがある。そのため、外国人株主に認められる最大保有数を超過したためにサブ・ファンドが一定の株式を入手できないことがある。さらに、外国人投資家による純収益、資本および配当への参加に対して制限や政府による承認が条件となることもある。新興市場が外国人投資家による証券の売却を制限することもある。このような制限により、ある新興市場における証券の売却が制限される場合、サブ・ファンドは、当局からの例外的な認可の取得に努めるか、または別の市場への投資によりかかる制限が及ぼす悪影響に対処するよう努める。サブ・ファンドは、制限を認められる市場にのみ投資する。ただし、追加の制限を課せられることを防ぐことはできない。

- 会計

新興市場の企業に義務付けられる会計、監査および報告の基準、方法、実務および開示は、内容、質および投資家への情報提供の期限という点で先進国市場と異なる。したがって、投資の選択の正確な評価が難しいことがある。

このため、サブ・ファンドは、特に、これらのリスクを認識している投資家に適している。

ESGリスク

「サステナビリティ・リスク」とは、発生した場合、実際にまたは潜在的に投資価値に重大な悪影響をもたらすおそれのある環境、社会またはガバナンスに関する事由または状況をいう。投資に伴うサステナビリティ・リスクが現実のものとなった場合には、投資価値の減少につながるおそれがある。

（後略）